

平成29年11月22日

都道府県歯科医師会 社会保険担当理事 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
社会保険担当常務理事 遠藤 秀樹

### 区分C2（新機能・留意事項変更）における医療機器の保険適用について

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の中医協におきまして、新たに、歯科関係医療機器として、CAD/CAM冠用材料（大白歯）「セラスマート300」が区分C2（新機能・留意事項変更）にて平成29年12月1日より保険適用されることが承認されました。

診療報酬改定時以外で歯科関連医療機器が区分 C2 として期中に保険導入されるのは、平成28年1月のファイバーポスの保険適用以来のこととなります。

なお、大白歯については、上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において下顎第一大臼歯に使用する場合がありますので、ご注意ください。

また、本品を使用した場合は、製品に付属しているロット番号等が記載された文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）となっております。

これに関連しまして、追って厚労省より正式に関連通知等が発出される予定となっておりますので、その際には改めてご連絡致します。

まずは、取り急ぎご報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

(別添)

- 「医療機器の保険適用について（平成29年12月収載予定）」（歯科技粋）  
（平成29年11月22日／中医協総会）